

prima classe BALLET STUDIO 会員規約

第1条 名称

当スタジオは、「prima classe BALLET STUDIO」と称します。

第2条 運営管理会社

当スタジオの運営管理はライフデザインラボ株式会社（以下「甲」という。）が行います。

第3条 入会契約の締結及び手続き

- 1 当スタジオは、会員制とします。
- 2 当スタジオに入会しようとする方は、本会則及び規則等の諸契約を甲と締結しなければなりません。
- 3 甲は、前項に関して本会則及び規則等の契約書として会員証を交付するものとします。
- 4 当スタジオの会員種別、利用条件等は、規則の通りとします。
- 5 当スタジオへの入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、甲の承認を得た上で所定の入会登録料及び会費等を甲に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第4条 会員資格

当スタジオの入会資格は、以下のとおりとします。

- 1 当スタジオの主旨に賛同し、本会則及び規則等の諸規則を遵守できる方。
- 2 未成年者の場合には親権者の同意がある方
- 3 心臓病・高血圧・皮膚病・伝染病・精神病及びこれに類する疾病のない方。
- 4 医師から運動を禁止されていない方。
- 5 刺青等をしておらず、暴力団関係者でない方。
- 6 甲が審査を行い、適正と認めた方。

第5条 会員証

会員は、甲が発行する会員証を以下のように取り扱うものとします。

- 1 会員は、当スタジオ利用にあたり、レッスン開始前に会員証を提出しなければなりません。
- 2 会員証は記名された本人のみが使用し、他人に譲渡・貸与できません。
- 3 会員は退会または会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を甲に返還しなければなりません。

第6条 譲渡及び名義変更

当スタジオの会員資格の譲渡及び本人以外の名義変更はできません。

第7条 入会登録料

会員は規則に定める入会登録料を支払うものとします。

ただし、入会登録料の金額はキャンペーン等により変動することがあります。

入会登録料は退会するまで有効とし、退会後の再入会の際には再度、必要となります。

なお、一旦納入された入会登録料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第8条 月会費

会員は、規則に定める月会費をレッスン受講の有無に関わらず、前月の20日までに現金にて支払うものとします。なお、一旦納入された月会費は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第9条 月会費等の変更

入会登録料・月会費等が社会・経済情勢の変動により不相当なものとなった場合、変更することができるものとします。

第10条 休会

休会する場合は、前月末までに申し出る必要があります。なお、1ヶ月以上休会する場合は、維持費として月1,000円を甲に支払うものとします。

第11条 ビジター

甲は、会員外の方（以下「ビジター」という。）にも施設を提供します。ビジタークラスは、会員規約第4条に定める資格を持った方に限るものとします。なお、ビジター料金は、

チケットの購入により支払うものとしします。なお、理由の如何にかかわらず払い戻しはいたしません。

第 12 条 利用制限

次の各号の一つに該当する方は、会員であってもレッスンの受講および当スタジオ内への立ち入りできません。

- 1 酒気を帯びている方
- 2 刃物等危険物を持っている方

第 13 条 免責

甲は、当スタジオ内で発生した盗難・障害その他の事について、いかなる場合も一切の責任を負わないものとしします。

第 14 条 損害賠償責任

会員及び同伴者が自己の責任に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとしします。

第 15 条 退会

会員が本契約を解除しようとするときは、前月末までに甲に届け出るものとしします。

第 16 条 閉館

甲は、次の場合、当スタジオを閉鎖し、すべての会員の契約を解除することができ、その際会員は損害賠償等の異議の申し立てはできないものとしします。

- 1 法令の制定、改案または行政指導により、当スタジオの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- 2 天災・地変による当スタジオの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- 3 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむをえない事由により当スタジオの営業が不可能または著しく困難になったとき。

第 17 条 除籍

- 1 本会則等、甲が定める諸規則に違反したとき。
- 2 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき。
- 3 当スタジオの名誉を傷つけたとき。
- 4 当スタジオの秩序を乱したとき。
- 5 当スタジオの施設、設備等を故意に破損したとき。
- 6 3ヶ月以上の月会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- 7 その他甲が除籍を相当と認めたとき。

第18条 変更届

- 1 会員は、氏名・住所・連絡先などの入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに変更を申し出るものとします。
- 2 コースの変更を希望する場合は前月20日までに申し出なければならないものとします。

第19条 諸規則の遵守

会員および甲は、本会則その他の諸規則を遵守するものとします。

第20条 細則等

本会則に定めない事項並びに運営上必要な事項については、その他の規則に定めます。

第21条 改定

本会則の改定は、甲が行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第22条 プログラムの変更

レッスンにおけるプログラムは予告なく変更することがあります。

附 則

本会則は、平成28年11月4日より施行します。